

酒 税 納 税 申 告 書（差 額 課 税 用）

令和 年 月 日 税務署長 殿	販 売 場 等	(所在地及び名称) 〒 -					(電話)	
	申 告 者	(所在地及び名称) 〒 -					(電話)	
		(個人番号又は 法人番号)	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
下記のとおり、酒税の納税申告書（期限後申告書、修正申告書、還付請求申告書）を提出します。								
記								
納 付 す べ き 税 額 等	区 分	この申告書による税額			修正申告の場合の 修正申告前の確定額		※	
	算 出 税 額	①						
	端 数 切 捨 額	②						
	還付を受ける金額	③			⑤			
	納 付 す べ き 税 額	④ (①－②)			⑥	⑦ (④－⑥＋⑤－③) 円		
還付を受けようとする 銀行等又は ゆうちょ銀行	1 銀行等 銀行 本店・支店 金庫・組合 農協・漁協 本所・支所 預金 口座番号				2 ゆうちょ銀行又は郵便局 店舗名 通常貯金の 記 号 番 号			
(税額算出表)								
酒 類 の 品 目 別	アルコール 分別	その他 の区分	課 税 標 準 数 量 ml	税 率	税 額 円	既 納 付 税 額 円	差 引 税 額 円	摘 要
沖縄の復帰 に伴う特別 措置に関す る法律第八 十一条第一 項の場合	船舶又は航空機への 積込場所の所在地			沖縄の復帰 に伴う特別 措置に関す る法律第八 十一条第二 項の場合	譲渡先の住所及 び氏名又は名称			
	仕向先の所在地 及び名称				用途変更又は譲 渡の理由			
	積 込 年 月 日	平成 令和 年 月 日			用途変更又は譲 渡の年月日	平成 令和 年 月 日		
税 理 士 署 名	〒				税理士法上 の書面提出 の有無	☐	税理士法第 30 条の書面提出有	
	(電話番号 - -)					☐	税理士法第 33 条の 2 の書面提出有	

※税務署処理欄

通信日付印	令和 年 月 日	確認者		番号確認	身元確認	確認書類 個人番号カード／通知カード・運転免許証 その他 ()		
徴収カード 等 整 理		審査者			☐ 済 ☐ 未済			

酒税納税申告書（差額課税用）の記載要領

- 1 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（以下「沖特法」という。）第 81 条第 1 項又は第 2 項の規定により酒類製造者とみなされた者は、移出にかかる酒類の課税標準等及び税額等について、この申告書により、2 の(1)に記載の販売場等の所在地の所轄税務署長に提出してください。

2 酒税納税申告書（差額課税用）

- (1) 「販売場等」欄は、沖特法第 81 条第 1 項又は第 2 項に規定する沖縄県以外の本邦への軽減税率適用酒類の積込場所又は製造場とみなされた酒類の販売場を記載してください。

- (2) 「申告者」欄は、申告者が個人である場合には、氏名を記載し、申告者が法人等の場合には、名称並びに代表者の役職名（代表者であることを示す役職名）及び氏名を記載の上、それぞれ押印してください。

なお、代理人が申告書を提出する場合には、被代理人の氏名又は名称を記載するほか、「同代理人」と冠し、代理人の住所及び氏名を記載の上、押印してください。

- (3) 本文の「(期限後申告書・修正申告書・還付請求申告書)」の箇所は、提出する申告書によってそれぞれ、不要の文字を抹消してください。

- (4) 「算出税額①」欄は、「税額算出表」の「差引税額」欄の合計額を記載してください。

- (5) 「端数切捨②」欄は、国税通則法第 119 条《国税の確定金額の端数計算等》の規定により切り捨てられる金額を記載してください。

- (6) 修正申告書として使用する場合には、「この申告書による税額」欄は、修正後の内容を記載してください。

また、「修正申告の場合の修正申告前の確定額」欄は、修正申告書提出前に提出した納税申告書の「この申告による税額」欄の記載内容又は修正申告書提出前に受けた酒税の更正又は決定及び加算税賦課決定通知書の次葉の「調査額」の「③」若しくは「④」欄の記載内容を「⑤」若しくは「⑥」欄に記載してください。

- (7) 記載事項を訂正した場合は、訂正箇所に押印し、その責任を明らかにしてください（以下同じ）。

- (8) ※印欄は記入しないでください。

- 3 「税理士法第 30 条の書面提出有」及び「税理士法第 33 条の 2 の書面提出有」欄は、当該書面を提出する税理士又は税理士法人が記載しますので、事業者の方は記載しないでください。